

越谷・松伏水道企業団給水不良の解消に伴う配水管布設工事に関する要綱

越谷・松伏水道企業団給水不良の解消に伴う配水管整備に関する要綱（平成31年告示第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、越谷・松伏水道企業団が複数の給水分岐がある給水管（以下「連合給水管」という。）に替えて配水管を布設することにより給水不良の解消を図り、もって安定した給水サービスに資することを目的とする。

（適用要件）

第2条 企業長は、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、連合給水管に替え、配水管の布設工事をすることができる。

- （1） 給水分岐可能戸数（別表第1に定める給水分岐可能戸数をいう。）を超えた口径で連合給水管が布設されている状況であること。
- （2） 公道に配水管を布設するものであること。
- （3） 連合給水管に係る全ての既設給水装置所有者から配水管への給水切替え要望がなされていること。

（申請手続き）

第3条 この要綱に基づく配水管の布設工事を要望するもの（以下「申請者」という。）は、配水管布設要望書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、企業長に提出するものとする。

- （1） 配水管布設個所の位置を示す案内図
- （2） 配水管への給水切替え承諾書（第2号様式）

（配水管の布設）

第4条 企業長は、前条の規定による申請が第2条に規定する適用要件に該当すると認める場合には予算の範囲内において配水管を布設するもの

とする。

- 2 企業長は、前項の規定により配水管の布設を決定したときは、配水管布設決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、企業長が行う配水管の布設工事に協力するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の越谷・松伏水道企業団給水不良の解消に伴う配水管布設工事に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされる申請に係る配水管布設工事について適用し、同日前になされた改正前の越谷・松伏水道企業団給水不良の解消に伴う配水管整備に関する要綱の規定による申請に係る配水管布設工事については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

連合給水管口径に対する給水分岐可能戸数

連合給水管口径	給水分岐可能戸数			
20mm	$\phi 13 \times 3$	$\phi 20 \times 1$	—	—
25mm	$\phi 13 \times 5$	$\phi 20 \times 1$ $\phi 13 \times 2$	$\phi 25 \times 1$	—
30mm	$\phi 13 \times 8$	$\phi 20 \times 3$	$\phi 20 \times 2$ $\phi 13 \times 2$	$\phi 20 \times 1$ $\phi 25 \times 1$
40mm	$\phi 13 \times 16$	$\phi 20 \times 6$	$\phi 25 \times 3$	$\phi 20 \times 4$ $\phi 13 \times 4$

第1号様式（第3条関係）

配水管布設要望書

年 月 日

越谷・松伏水道企業団
企業長 宛

申請者

住 所

氏 名

連絡先

越谷・松伏水道企業団給水不良の解消に伴う配水管布設工事に関する要綱
第3条の規定に基づき、次のとおり要望いたします。

記

- 1 申請場所
- 2 対象連合給水管
- 3 対象戸数
- 4 添付書類
 - ① 配水管への給水切替え承諾書（第2号様式）
 - ② 案内図

第3号様式（第4条関係）

水企施第 号
年 月 日

申請者 様

越谷・松伏水道企業団
企業長

配水管布設決定通知書

年 月 日付けで申請のありました配水管布設要望について下記のとおり回答します。

記

- 1 配水管布設
- 2 上記の理由
- 3 実施予定時期
- 4 その他